

# 営業開始後の手続き・保健所による巡回について

このパンフレットでは、営業を始めた後、当初の申請内容から変更事項が生じるなどした際に必要となる手続きについて説明しています。無くさないよう大切に保管してください。また、保健所による巡回についての紹介もあります。保健所職員がお店にお伺いした際は、よろしくお願いいたします。



## 1 必要な届出について（窓口は4ページ参照）

各届出に必要な届出様式は、保健所・保健センターの窓口にご用意しています。また、[札幌市食の安全ホームページ](#)からダウンロード可能です。

### （1）食品衛生責任者が変わった

食品衛生責任者の資格を証明するもの（調理師の免許証、養成講習会修了証等）の原本を添え、事実発生後、速やかに『[食品衛生責任者変更届](#)』を提出してください。

資格が無い場合、『食品衛生責任者資格者養成講習会』を受講すると得ることができます。

受講申込先: 札幌市食品衛生協会…札幌市保健所・各区の保健センター内

(※札幌市保健所広域食品監視センター内にはありませんのでご注意ください。)

受講料: 8,000円(受講申込の際にご用意ください。)

### （2）申請内容に変更が生じた

変更の事実発生後、速やかに『[変更届](#)』を提出してください。なお、変更内容によって添付書類が異なりますので下記の表を参考にしてください。

	変更内容	必要なもの	許可証	備考
1	(個人)氏名変更	戸籍抄本(原本)	要	
	(法人)商号	履歴事項全部証明書(原本)	要	
	(法人)代表者の変更	履歴事項全部証明書(原本)	不要	
2	(個人)申請者住所変更	なし	不要	
	(法人)本社所在地変更	履歴事項全部証明書(原本)	不要	
3	電話番号の変更	なし	不要	
4	使用水の変更	水質検査成績書	不要	水道水⇔井戸水
5	名称・屋号変更	なし	要	
6	施設の一部変更	図面	不要	
7	法人格の変更	履歴事項全部証明書(原本)	要	



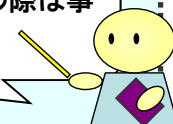
### 新規申請になる場合

下記の場合、新たに営業許可申請をする必要があり、[手数料](#)がかかります。

詳しくはお問い合わせください。

- 申請者の変更
- 店舗の移転
- 施設的大幅な変更

設備は許可要件に関わるので撤去、移動等の際は事前にご相談ください。



### (3) 営業をやめた・休止した

営業をやめた後、速やかに営業許可証を添えて『**廃止届**』、季節営業等で30日以上休止する場合は『**休止届**』、再開した場合は『**再開届**』を提出してください。

### (4) 法人の合併・分割、個人の相続により承継した

法人の合併・分割、個人の相続により、営業者の地位を承継して施設を営業する場合、承継後速やかに『**承継届出書**』を提出してください。

【注意！】法律上、承継に当たらない場合は、新しい営業者が新規申請をしなければなりません。承継かどうか不明な場合は事前にご相談ください。

### (5) ふぐの処理をすることになった

ふぐ処理(卵巣、肝臓等の有毒部位の除去等の処理)を行う営業者はあらかじめ、『**ふぐ処理届**』を提出してください。ふぐ処理責任者は施設ごとに設置してください。

(※ふぐ処理責任者になるためには「ふぐ処理責任者養成講習会」の受講が必要です。)

## 2 許可(登録)の更新について



許可(登録)には有効期限があり、期限満了後も引き続き営業される場合は、更新の手続きが必要です。更新をしないと期限満了後は許可が無効となり、新たに営業許可を取得するまで営業が出来ません。

- ★ 申請には**更新申請書、手数料**が必要です。
- ★ 変更事項がある場合は更新申請書に記載し、証明する書類を添えて提出してください。ただし、**食品衛生責任者の変更届**は所定の様式で提出してください。
- ★ 更新の際、食品衛生責任者の方に最新の衛生知識を習得していただくために「**実務講習会**」の受講をご案内しています。詳しくは食品衛生協会にお問い合わせください。

## 3 保健所の巡回などについて



保健所では以下の業務を行っていますので、ご理解をお願いします。

### 食品の収去(抜き取り)検査

食品の安全を確認するため、**食品衛生法に基づき**、店舗等から検査に必要な最小限の量の食品を無償で提供していただきます。この行為を「収去」といいます。

- ★ 収去は**原則、抜き打ち**で行います。(事前連絡はありません)
- ★ 食品等は**無償で提供**していただきますが、検査費用は札幌市が負担します。
- ★ 検査結果は後日お知らせします。検査により違反を発見した場合、違反食品の流通防止のため、保健所が**必要な措置**(回収命令などの行政処分)や指導を行います。

## 立入検査（監視指導）

食品衛生法に基づき、保健所職員が抜き打ちで営業施設に対して立入検査（監視指導・下記参照）を行い、食の安全を確保しています。

### 1 一斉監視

食中毒の危険が高くなる夏期や大量に食品が流通する年末には、「夏期一斉監視」及び「年末一斉監視」を行い、市内に流通する食品等の安全確保を図っています。

### 2 更新監視

営業許可期限が近づきましたら、許可期限前に立入検査を行い、営業許可の要件を満たしていることを改めて確認します。

### 3 市民からの相談による監視

保健所には、食品衛生に関する相談が市民から寄せられます。（腐敗、異物混入、異味異臭、施設の衛生管理、食品表示、有症苦情（腹痛・下痢・嘔吐など））

このような場合、関係施設への聞き取り調査や立入検査を行い、必要に応じて指導を行います。

### 4 食中毒調査に伴う監視

食中毒が疑われる健康被害が発生した場合、原因究明のため、患者等調査及び施設調査を行います。その結果、原因施設の営業停止命令、原因食品の廃棄命令等の措置を行うことがあります。また、再発防止のために、保健所では適切な改善指導を行い、改善措置状況の確認等を行います。

事業者は、安全な食品を提供する責務があります。日頃から法令を守り、施設の衛生管理を適切に行い、安全な食品を提供しましょう。

## 4 こんなときはご相談ください（窓口は4ページ参照）



事業者の方から寄せられる主な相談をご紹介します。



営業形態を変更したい。  
例)飲食店で菓子を作り、他店に卸したい。

新たに許可の取得が必要となる場合があります。図面をお持ちの上、ご相談ください。  
例)の場合、菓子の製造施設を設け、菓子製造業の許可を取得してください。



食品衛生法に違反していないという証明がほしい。

「食品衛生法による許可施設の証明」、「法令等に違反し、又は行政処分を受けたことのない旨の証明」などの証明書を発行します。証明手数料として400円がかかります。



施設のレイアウトを変更した。  
例)手洗器や食器戸棚を撤去してしまった。

レイアウトを変更する場合は事前にご相談ください。

例)の場合は施設基準違反となり、認められません。早急に施設の改善を図ってください。



取引先から求められたので食品衛生監視票がほしい。

保健所・保健センターの職員が施設を監視し、食品衛生監視票をお渡します。保健所・保健センター繁忙時はすぐに監視に行くことができませんので、ご相談はお早めに。

## 5 相談窓口



施設の所在地(区)や業種等で担当窓口が異なります。相談等で来所される際は、お電話で担当窓口をご確認の上お越し下さい。

窓口	所在地	電話
●札幌市保健所食の安全推進課 【主な担当⇒食品製造業、ホテル・旅館、病院、移動販売車】	札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19ビル 3 階	011-622-5170
●札幌市保健所広域食品監視センター 【主な担当⇒大型スーパーマーケット及びそのテナント、中央卸売市場管内の施設】	札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 札幌市中央卸売市場青果棟 3 階	011-641-0635
●各区の保健センター 【主な担当⇒飲食店、食品販売店、対面販売の菓子製造等】		
中央保健センター 健康・子ども課	札幌市中央区 南 3 条西 11 丁目	011-511-7227
北保健センター 健康・子ども課	札幌市 北区 北 25 条西 6 丁目	011-757-1183
東保健センター 健康・子ども課	札幌市 東区 北 10 条東 7 丁目	011-711-3213
白石保健センター 健康・子ども課	札幌市白石区 南郷通 1 丁目南	011-862-1883
厚別保健センター 健康・子ども課	札幌市厚別区 厚別中央 1 条 5 丁目	011-895-5921
豊平保健センター 健康・子ども課	札幌市豊平区 平岸 6 条 10 丁目	011-822-2478
清田保健センター 健康・子ども課	札幌市清田区 平岡 1 条 1 丁目	011-889-2408
南保健センター 健康・子ども課	札幌市 南区 真駒内幸町 1 丁目	011-581-5213
西保健センター 健康・子ども課	札幌市 西区 琴似 2 条 7 丁目	011-621-4247
手稲保健センター 健康・子ども課	札幌市手稲区 前田 1 条 11 丁目	011-681-1211 (代)

【札幌市「食の安全」ホームページのご案内】

届出様式等は札幌市「食の安全」ホームページからダウンロード可能ですのでご利用ください。

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/eigyo/index.html>

札幌市保健所 営業許可

検索

営業許可に関する詳しい情報も掲載しています